



ICRC

INFORMATION NOTE NO. 4

National Nuclear Security Administration /
Nevada Site Office



概要

核兵器は人道法との合法性において多くの懸念を提起しています。これらの懸念の多くは民間人や居住区、そして環境への影響に関連したものです。1945年の広島と長崎への原爆投下とその後の研究から、核の影響は即時的かつ長期的に現れることが判明しています。核爆発の熱、爆風、放射線、そして核の威力が及ぶ範囲によってその影響も変わってきます。

人口過密地域での核兵器使用による甚大な人的被害と大規模な破壊、長期的な健康と環境への影響を考えると、この兵器が人道法と相容れるのかが大きな疑問として残ります。

核兵器と国際人道法

適用可能な国際人道法の原則

国際人道法（以下、人道法）は武力紛争法や戦争法という名称でも知られていて、人道的な理由から武力紛争による被害を軽減するための一連の法規則を指します。人道法は戦争の手段や手法を制限することで、当事者が紛争下で手段を選ばずに戦ってはならないことをうたっています。人道法は、非戦闘員もしくはもはや戦闘員でない人や文民（一般市民）、傷病者、被拘束者などに加えて、軍事施設でない民間の施設を保護します。

人道法は核兵器を厳密に禁止していません。しかし、戦争下における核兵器の使用は人道法の一般原則によって禁止されています。その原則とは、一般市民やその居住区に及ぼす被害を最小限に食い止めるために、武器の使用方法、戦闘手段を制限するものです。最も関連のある法規は以下の通りです：

- ・一般市民や民間施設への直接的な攻撃の禁止
- ・無差別攻撃の禁止
- ・攻撃における均衡性の原則
- ・環境破壊の禁止
- ・攻撃の際の予防措置

ジュネーブ諸条約第一追加議定書はこれらの法規の最新の条約体系を含みます。本冊子に明記されている法規は、慣習国際人道法を反映していて、全ての武力紛争に適応可能であると、赤十字国際委員会（ICRC）は考えています。¹

核兵器特有の性質

様々な研究がこれまでに示してきた通り、核兵器が居住区やその近くで使用された際、その被害は甚大です。²

1996年に国際司法裁判所が発表した核兵器使用の合法性に関する勧告的意見の中で、核兵器の持つ特有の性質について以下のように明示されています。

『核兵器は原子核の融合と分裂から生産されるエネルギーによって成立する爆発性のある機器であると国際司法裁判所は記録する。その性質上、爆発時において莫大な熱とエネルギーの放出だけでなく、長期間にわたって、強力に放射性物質が放出される。2つの事例の被害は、他の兵器による被害と比較にならないほど甚大であり、放射性物質による影響は核兵器特有のものである。これらの特徴が核兵器を潜在的に壊滅的なものと位置づけていて、核兵器の破壊力は場所、時を問わず抑えることはできない。核兵器は全人類、地球における全生態系を破壊し得る力を持っている』³

こうした核兵器の持つ特有の性質、核兵器と国際人道法が定める武器の使用との適合性に対して重大な問題を提起しています。

1 これら規則のサマリーについては本冊子の最終ページのボックス内を参照。本冊子では議論されていないが、核兵器使用に関する追加規則は、不必要な負傷と苦痛を引き起こす兵器の使用を禁止している（Rule 70, ICRC Customary Law Study Art. 35(2) 1977 Add. Protocol I）。本規則が提示しているのは主に戦闘員に対する放射線の影響である。

2 ICRCの冊子『核兵器の人体に及ぼす影響』、『核戦争が気候変動と世界の食料生産にもたらす影響』、『核兵器の使用に対応する人道支援』を参照

3 International Court of Justice, Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion, 8 July 1996, I.C.J. Reports 1996 (hereafter ICJ Advisory Opinion), para. 35.

核兵器と国際人道法

民間人および民間施設に対する直接攻撃の禁止は、市民と戦闘員、また、民用物と軍事目標を、常に区別することを紛争当事者に求めています。軍事目標だけが攻撃の対象と成り得るのであって、文民や民用物への攻撃は禁止されています。

無差別攻撃の禁止は、軍事目標を文民または民用物と区別することなく攻撃する性質を有するものを禁止しています。特定の軍事目標を絞っていない、また絞れない攻撃、また、議定書で定める限度を超える影響を及ぼす攻撃を禁止しています。

国際人道法の諸法規と照らし合わせると、核兵器が使用可能かどうかについては重大な疑問が浮かび上がってきます。

- 核兵器は熱、爆風、放射性物質を放出し、その影響が広範囲にわたるように設計されています。ここでまず、核兵器が特定の軍事目標のみを対象とした攻撃かどうかという点で、問題が発生します。10キロトンまたは20キロトンの爆弾（広島、長崎に投下された原子爆弾と同じ威力）が人口過密地域もしくはその周辺地域に投下された場合、膨大な数の文民が死亡するか、重傷を負います。爆発により生じた熱は爆心地から3キロ以内にいた人の皮膚を焼きつくします。また数キロ離れた建物やインフラ設備に深刻な影響を及ぼすと推測されます。
- 核兵器の影響は、大きさや種類、爆発地点の高さ、地形、天候などといっ

た様々な要素に基づきます。従って、人道法で求められているように、攻撃が及ぼす影響をコントロールし、制限することが極めて難しくなります。とりわけ核爆発時の熱、熱風がもたらす被害は制御不可能です。放射性降下物についても同じです。核爆発の影響を直接受けた地域はもちろん放射性降下物の影響を受けますが、天候によっては爆心地から遠く離れた地域にも飛んでいくことが考えられます。最近の研究では、核兵器が気候変動や将来の食料生産に深く関係してくることが指摘されています。

攻撃における均衡性の原則も重大な問題を提起します。この法規は、軍事目標への攻撃の際に市民が巻き込まれ犠牲となる現実を踏まえ、具体的かつ直接的な軍事成果が、事前に予測される犠牲者よりも大きくなければならない、と定めています。

核兵器を使用する部隊は、被爆直後の一般市民の死傷、民用物の損壊だけでなく、放射性物質にさらされることで起こり得る病気やガンなどといった、長期的な影響も含めて均衡性を検討することが必要だとICRCは考えます。

もう一つの関連事項は、**環境保護に関する法規**です。この法規の下では、戦争における全ての手段・手法は、自然環境の保全・保護に基づいて用いられなければならない、またどのような状況においても環境への影響を最小限に食い止めるよう計画されなくてはなりません。従って、核兵器使用に伴ういかなる決定も、環境への影響と被害を考慮する必要があります。⁴

予防措置の義務は、軍事作戦を実施する際、文民、民用物を守ることを常に考慮することが求められます。戦闘に向かうどの部隊も、戦闘の手段・手法を選択する際に、巻き添えとなる文民の死傷や民用物の損傷を防ぎ、最小限にとどめるためにあらゆる予防措置をとらなければなりません。

均衡性の法規のように、予防措置の義務は、核兵器の爆発時に予想される瞬間的な殺傷能力と、長期的に死に至らしめる能力の双方を、核兵器使用を検討する際に考慮することを求めています。潜在的な被害を見据えることで、核兵器の使用を控え、より破壊力の小さいその他の手段を検討する必要性がでてくるでしょう。

4. ジュネーブ諸条約第一追加議定書(1977年)には、この分野に関する規則が記載されている。第35条(3)は、自然環境に対して広範囲にかつ長期的に多大な影響を引き起こすことを目的としたあるいはその可能性のある戦争手段の使用を禁じている。しかし、この規則は、フランス、イギリス、アメリカなど数カ国が核兵器への適用に反対したため、核兵器に関する慣習法の一部に盛り込まれることはなかった。



国際司法裁判所での核兵器の威嚇または使用の合法性に関するヒアリング。同裁判所は本件に関する公聴会を1995年10月30日から11月15日まで実施し、1996年7月8日に勧告的意見を下した。

最後に

小型の核兵器使用が国際人道法の対象となるという議論を始めている国や専門家も出てきています。一方で、1996年に国際司法裁判所が出した勧告的意見では、核兵器使用の合法性を訴えるどの国も、小型核兵器を使用する明確な計画や、より深刻な核戦争へと発展する危険性について触れていないことを指摘しています。⁵ 加えて、人里離れた地域での小型核兵器の使用は民間人に即時的な影響を及ぼさなくとも、放射性物質

による汚染や戦闘員への影響など深い懸念を残します。

違法な核兵器の使用に対する対抗措置（報復）として核兵器を使用することは合法であるという議論もなされています。このような「交戦的報復」などの対抗措置は、制限を設けつつも、武力紛争法を守らせるための伝統的方法です。しかし近年、文民への報復攻撃という点から交戦的報復を禁止する方向に動いています。1977年ジュネーブ諸条約第一追加議定書51条6項は、報復の手段として文民を攻撃することを明確に禁じています。

すが、なかには報復という行為が徐々に過熱して、報復が報復を呼ぶ危険性があることを明記している規則もあります。報復のための核兵器の使用は、両者が核で交戦する結果となり、計り知れない人道的被害を伴うことになり得るのです。

5 国際司法裁判所勧告的意見決議94 「本裁判所は、より小さい、低威力の、戦術核兵器のいわゆる“汚染のない”使用も含めて、一定の状況において核兵器の使用が合法であると主張する国の中で、限定的使用が実行可能と仮定した上で、使用を正当化する明確な状況は何かということ、また、限定的使用が、高威力の核兵器の全面的使用に禁大しがちではないかということを示す国がなかったことを認めるものである。したがって、本裁判所は、この見解の妥当性を判断するに足る十分な根拠があるとは考えない」

国際司法裁判所は、どのような報復も均衡性に則り、違法行為を止めるためのものでなければならない、とのみ示唆していて、報復のための核兵器の利用に関しては明示していません。⁶ この制限は多くの軍事規則にも規定されていま

6 この判断は国際法の均衡性の原則が求めるものとは異なる。

赤十字の見解

国際人道法と照らし合わせて核兵器使用を検討した際、非常に重要な問題かつ懸念があるとICRCは考えています。2011年の赤十字代表者会議では、「**国際人道法の要件、とりわけ敵対行為の影響からの一般的保護、予防措置、均衡性のルールと整合する形での核兵器の使用を想定することは難しい**」と結論付けました。この見解は、1996年に国際司法裁判所が発表した勧告的意見に類似していて、核兵器の使用は武力紛争に適用される国際法の諸規則、特に人道法の原則および規則に違反すると判断しています。

文民と環境の保護に関する国際人道法の要約

文民と民用物への直接的な攻撃の禁止 紛争当事者は、文民たる住民及び民用物を尊重し及び保護することを確保するため、文民たる住民と戦闘員とを、また、民用物と軍事目標とを常に区別し、及び軍事目標のみを軍事行動の対象とする。
ジュネーブ諸条約第一追加議定書第48条

無差別な攻撃の禁止

無差別な攻撃とは、次の攻撃であって、それぞれの場合において、軍事目標と文民又は民用物とを区別しないでこれらに打撃を与える性質を有するものをいう。

- a) 特定の軍事目標のみを対象としない攻撃
- b) 特定の軍事目標のみを対象とすることのできない戦闘の方法及び手段を用いる攻撃
- c) この議定書で定める限度を超える影響を及ぼす戦闘の方法及び手段を用いる攻撃

ジュネーブ諸条約第一追加議定書第51条4項

均衡性の原則 予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷またはこれらの複合した事態を過度に引き起こすことが予測される攻撃。

ジュネーブ諸条約第一追加議定書第51条5項(b)

自然環境保護に関する法規 戦闘の手段や方法は自然環境の保護、保全に基づいて準備されなければならない。軍事行動をとる際、環境に対しての影響を避けるまたは、影響を小さくするために実行可能なすべての予防措置をとらなければならない。軍事作戦による環境への影響が科学的確証を欠く際であっても、紛争当事者は予防措置をとることを免れない。

攻撃の際の予防措置の義務 軍事行動を行うに際しては、文民たる住民、個々の文民及び民用物に対する攻撃を差し控えるよう不断の注意を払う。攻撃の手段および方法の選択に当たっては、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷を防止し並びに少なくともこれらを最小限にとどめるため、全ての実行可能な予防措置をとること。

ジュネーブ諸条約第一追加議定書第57条1項、2項(a)(ii)

原文は

www.icrc.org/eng/war-and-law/weapons/nuclear-weapons



ICRC

赤十字国際委員会 駐日事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-13-1 虎ノ門 40MT ビル 6階
TEL: 03-6459-0750 / FAX: 03-6459-0751

ICRC駐日事務所

検索